

2017年7月10日提出

企業会計基準委員会 御中

株式会社マイネット・ストラテジックパートナーズ
ヴァイスプレジデント 延山勇貴
シニアコンサルタント 小出孝雄

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」へのコメント

質問1~4につき、この提案に同意できない。

【理由】

従業員等に対する権利確定条件付き有償新株予約権は、信頼における第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の金銭を対価として受け取って新株予約権を発行する取引であり、公正価値での投資制度であり、報酬性はないと考える。

また、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)における記載や、税務については、いずれも同様に報酬ではない、給与所得課税の課税事由が生じないという取扱いとなっており一貫性があるにも関わらず、今回の公開草案の結論のみ、これらの判断と真逆の内容となっており、その根拠として公開草案17項(1)から始まる企業会計基準委員会が報酬としての性格を持つとした記載が、そもそも有償発行(公正価値での新株予約権の金銭の支払いを持って取得する)そのものの最大の特徴を除いた形での論理破綻の内容で構成されており、報酬と結論付けた理由があまりにも不明確過ぎる。

更に、業績条件と勤務条件を付すことによる、従業員から期待される追加サービスが報酬となるといった考え方についても、そもそも株価連動の投資商品である以上、従業員へのインセンティブは通常の株式等と同様に発生するものであり、そこに特段の報酬としての価値が発生するとは思えない。

よって、この提案には同意できない。

質問5について

国際財務報告基準(IFRS)と整合的な取り扱いとすべきである。

IFRSにおいて、有償新株予約権を報酬として認識し費用計上する場合があるが、それは、権利確定条件として勤務条件がある場合に限定されている。しかし、本公開草案では、勤

務条件がなくとも業績条件が付されている有償新株予約権は、全て報酬として取り扱う整理となっており、この内容のままでは GAAP 差が確実に生じてしまう。

IFRS へのコンバージェンスが大きな方向性であるにも関わらず、敢えて GAAP 差が広がる内容とする必要があるのか、その理由を説明頂きたい。

以上